

高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書

高額療養費制度は、がんや公的な医療費助成制度のない長期慢性疾患などの患者や家族にとって命綱の制度であり、その維持・拡充が求められている中、政府は令和6年12月に3度に分けた自己負担上限額の引上げの方針を決定した。

この政府の方針は、がん・難病患者及び中長期にわたり高額な治療の継続が必要な患者の治療と低所得者の生活に深刻な影響を及ぼし、「治療の継続の断念」や「生活が成り立たなくなる」といった切実な声も数多く上がっている。

また、国民の生命と生活に関わる問題である制度の見直しについては、制度利用者や関係者等からの意見聴取等が広く行われるべきである。しかし、このたびの制度改定に当たってはそれらが不十分であり、意思決定過程に透明性を欠いている。

このような状況の中、方針見直しを望む多くの声を受けて、政府は令和7年8月の引上げについては見送りを決定し、制度の在り方を再検討する方針を示したが、これは引上げの完全見直しではなく、今後の検討次第では負担増が再び進められる可能性がある。

沖縄県においては、本年1月の県立病院における当制度の利用件数が3583件、患者の自己負担額は約1億5300万円となっており、低所得世帯が多く、また必要な医療を受けるための離島地域から本島への通院にかかる負担が大きい本県の特性を鑑みると、高額療養費の引上げは県民の医療アクセスを損なうことに直結するおそれがある。

また、負担増による受診控えやそれに伴う症状の悪化、緊急入院の増加など、地域医療に悪影響を及ぼす懸念があり、さらには経営基盤が脆弱な中小規模の病院や診療所などで医療サービスの縮小や閉鎖といった事態が発生することにより、県域全体の医療バランスが崩壊する可能性も否定できない。

よって、国会及び政府におかれては、高額療養費の自己負担引上げに関する現在の方針を撤回し、国民の健康と生活を最優先にした制度の維持と拡充を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月28日

沖縄県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛て